入管庁法第 38 号開発 0816 第 1 号令和 4 年 8 月 16 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出入国在留管理庁次長 (公 印 省 略) 厚生労働省人材開発統括官 (公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規 則の一部を改正する省令」の制定について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。)の規定に基づき、監理団体及び実習実施者等に提出を求めている申請書及び届出書の様式を下記のとおり改正するため、本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和 4 年法務省・厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。)(別添)が公布及び施行されました。

貴機構におかれましては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意いただくとともに、 監理団体及び実習実施者に周知願います。

記

第1 改正の趣旨

法の委任に基づき外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)に定める別記様式に記載された実習実施者、監理団体、技能実習生及び外国の送出機関に関する各種情報等について、外国人技能実習機構において体系的に把握・整理し、それぞれの情報を相互に紐付けることにより、関係機関に対する助言・指導等を的確に行うことを可能とする等制度の適正な運用に資することを目的として、所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

1 技能実習計画認定申請書(規則別記様式第1号)、技能実習計画軽微変更届出書(規則別記様式第3号)、技能実習計画変更認定申請書(規則別記様式第4号)、監理団体許可申請書/監理団体許可有効期間更新申請書(規則別記様式第11号)、事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書(規則別記様式第16号)及び変更届出書/変更

届出書及び許可証書換申請書(規則別記様式第17号)において、外国の送出機関ごと に割り振られた番号を記入する欄を設けるほか、所要の改正を行うこと。

2 上記1の改正に係る経過措置

改正省令の施行の際現にある改正前の様式により使用されている申請書等は、改正 後の様式によるものとみなすとともに、改正省令の施行の際現にある改正前の様式に よる用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

以上